

[illegible]

III 生活衛生編

- 1 環境衛生
- 2 食品衛生
- 3 動物衛生
- 4 医務・薬事
- 5 衛生試験所の業務

[illegible]

1 環境衛生

市民の日常生活に密接な関係がある公衆浴場、旅館、興行場、理・美容所、クリーニング所など環境衛生営業施設に対して、関係法令に基づく許認可および各種届出受理業務を行うとともに、主として公衆衛生の見地から監視指導を実施し、これらの営業施設の衛生水準の維持向上に努めている。

家庭、地域等における良好な生活環境に係る市民からの相談については、空き地の雑草の刈り取り、ハチの巣の除去などの害虫駆除が大半を占めている。

(1) 施設および監視指導

① 営業施設

・旅館等

本年度の新規申請の件数は18施設であり、新增設が1施設、営業者の変更によるものが1施設、用途変更によるものが16施設であった。

旅館、ホテル営業等に対する監視指導については、客室などの衛生指導を実施している。

・興行場

仮設興行場の申請が2施設あった。

施設に対しては、衛生に必要な構造設備や措置の状況などについて立入検査を実施している。

・理容所、美容所、クリーニング所

理容所については新規6施設、廃止15施設であり営業施設は310施設、美容所については新規35施設、廃止19施設であり営業施設は680施設である。立入検査は、器具などの消毒指導を重点に行っている。

クリーニング所については廃止2施設であり営業施設は166施設である。

・公衆浴場

公衆浴場の営業施設は49施設であり、法および条例等に定める衛生保持の状況を調査し、不適合施設については改善指導を行っている。

② 水道施設

水道法の適用を受ける簡易専用水道については厚生労働大臣の登録検査機関からの報告書により維持管理の把握を行い、必要に応じて立入検査を実施し、維持管理についての指導を行っている。

また、専用水道については、適正な水質管理を行っているか等、立入検査を実施している。

③ プール

「函館市遊泳用プール衛生指導要領」に基づき、設置者から提出される報告書により維持管理の把握を行い、プールの適正管理についての指導を行っている。

表 1 環境衛生関係施設数および監視指導数（各年度末現在）

区 分			施 設 数	新 規 (許可・届出)	廃 止	監 視 指 導 施 設 数		
						実 数	延 数	
令和3年度			2,325	76	74	231	231	
令和4年度			2,303	61	83	233	233	
令和5年度			2,322	64	45	205	205	
営業 関係	旅館業	旅館・ホテル	145	1	6	3	3	
		簡易宿所	107	17	1	19	19	
		下宿	5	-	-	-	-	
		興行場	映画館	2	-	-	-	-
			スポーツ施設	2	-	-	-	-
			その他	6	-	-	2	2
	理美容	容所	310	6	15	11	11	
		容所	680	35	19	40	40	
		クリーニング所※		166	-	2	-	-
		コインオペレーション		77	1	-	1	1
		公衆浴場	普通浴場	18	1	1	18	18
			福利厚生, その他	31	1	-	1	1
水道施設	専用水道		2	-	-	2	2	
	簡易専用水道		453	1	-	-	-	
	井戸等		-	-	-	-	-	
その他	畜舎・家きん舎		11	1	-	-	-	
	化製場		1	-	-	-	-	
	魚介・鳥類等製造貯蔵		2	-	-	-	-	
	死亡獣畜取扱場		2	-	-	-	-	
	墓地		83	-	-	-	-	
	火葬場		4	-	-	-	-	
	納骨堂		74	-	-	1	1	
	特定建築物		133	-	1	104	104	
	プール		8	-	-	3	3	

※無店舗取次店を含む。

④ 温泉

温泉法に基づき、温泉利用施設の立入検査を実施している。

表 2 温泉利用許可件数および立入検査数（各年度末現在）

区 分	温 泉 利 用 許 可 件 数			立 入 検 査 数	
	許 可 件 数	新 規	廃 止	実 数	延 数
令 和 3 年 度	637	20	2	20	20
令 和 4 年 度	653	19	3	19	19
令 和 5 年 度	655	2	-	2	2
宿 泊 施 設	417	2	-	2	2
公 衆 浴 場	158	-	-	-	-
老 人 福 祉 施 設	51	-	-	-	-
病 院 ・ リ ハ ビ リ 施 設	4	-	-	-	-
プ ー ル	-	-	-	-	-
レ ジ ャ ー 施 設	1	-	-	-	-
手 ・ 足 湯	7	-	-	-	-
そ の 他	17	-	-	-	-

(2) 市民相談

令和 5 年度の市民相談処理件数は 4 7 1 件であり、ハチに関する相談が大半で、駆除の助言や駆除業者の紹介を行っている。また、空き地の管理に関する相談については、土地所有者や管理者に対し草刈りなどの指導を行っている。

表 3 市民相談処理状況

区 分	ねずみ・昆虫等					飲料水	空き地 管理	その他	計
	ドクガ の毛虫	その他 の毛虫	スズメ バチ	その他 のハチ	その他				
令和 3 年度	2	29	49	47	23	-	80	1	231
令和 4 年度	2	16	49	84	30	-	87	1	269
令和 5 年度	3	44	128	141	43	-	112	-	471

(3) 「函館市空き地の雑草等の除去に関する条例」の制定・施行

空き地の雑草等を除去し良好な衛生環境を確保することにより、健康で住みよい生活環境の保持および向上に寄与することを目的とし、「函館市空き地の雑草等の除去に関する条例」を平成 1 1 年 7 月に制定し、平成 1 1 年 9 月 1 日から施行している。

2 食品衛生

「食品」は、私たちの生命の源であり、健康の保持・増進に欠かせないものである。そのため、その安全性の確保は、市民の関心が高く重要な問題である。

食品の安全性の確保については、製造・流通技術の進歩や衛生管理体制の強化などにより、一定の成果が見られるが、腸管出血性大腸菌、カンピロバクター等の細菌性食中毒やノロウイルスなど感染性の高いウイルス性食中毒の発生が依然として続いているほか、異物混入事例や苦情が絶えないなど、さらなる対策強化が求められているところである。

また、食品産業の発展に伴い、商品の多様化や製造工程の複雑化が進んでいるほか、輸送技術等の発達に伴う流通の広域化、輸入食品の増加など、食品を取り巻く環境も常に変化しており、これらの変化に対応できる総合的で効果的な対策が喫緊の課題となっている。

このため、国は関係省庁の連携強化をはじめ、様々な対策を進めており、本市においても、食品に起因する市民の健康被害を未然に防止するため、食品の製造・加工・販売施設や給食施設等に対し、食品衛生監視員による監視指導を実施するとともに、市内で製造または流通している食品の収去検査や調理従事者・一般市民を対象とした食品衛生講習会を通じての食品衛生に関する知識の啓発、食中毒警報の発令による注意喚起等を実施している。

また、令和3年6月に改正食品衛生法が施行され、食品衛生法に基づく営業許可制度の見直しやHACCPに沿った衛生管理が義務化されたことから、その周知、徹底を図っている。

(1) 監視指導対象施設数

食品衛生法に基づく許可施設5,090施設、届出施設2,192施設、その他の施設数13施設、以上の合計7,295施設が監視指導対象となっている。

(2) 監視指導状況

食品における事故発生防止を第一として市民に安全な食品の提供を図るため、食品衛生法に基づき、延べ1,728施設、その他延べ3施設の計1,731施設に対し監視指導を実施した。

表 1 旧食品衛生法※に基づく許可施設数および監視指導延施設数（各年度末現在）

※令和 3 年 6 月施行前の食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）のこと。

区 分	施設数	許可件数		期限切れ・ 廃止件数	監視指導 延施設数
		更新	新規		
令和 3 年度	4,303	－	109	1,083	929
令和 4 年度	3,238	－	－	560	575
令和 5 年度	2,449	－	－	409	610
飲食店営業	1,697	－	－	256	219
喫茶店営業	26	－	－	8	4
菓子製造業	180	－	－	32	69
あん類製造業	1	－	－	－	2
アイスクリーム類製造業	6	－	－	－	6
乳処理業	2	－	－	－	9
乳製品製造業	6	－	－	3	15
乳類販売業	－	－	－	－	－
食肉処理業	6	－	－	1	4
食肉販売業	117	－	－	25	43
食肉製品製造業	7	－	－	1	14
魚介類販売業	195	－	－	45	75
魚介類せり売り営業	5	－	－	－	－
魚肉ねり製品製造業	12	－	－	2	12
食品の冷凍又は冷蔵業	62	－	－	14	55
清涼飲料水製造業	2	－	－	1	5
乳酸菌飲料製造業	1	－	－	－	5
氷雪製造業	7	－	－	1	1
氷雪販売業	－	－	－	－	－
食用油脂製造業	1	－	－	－	－
マーガリン又はショートニング製造業	－	－	－	－	－
みそ製造業	2	－	－	－	1
醤油製造業	－	－	－	－	－
ソース類製造業	8	－	－	2	2
酒類製造業	2	－	－	－	－
豆腐製造業	2	－	－	－	2
納豆製造業	1	－	－	－	－
めん類製造業	6	－	－	1	7
そうざい製造業	84	－	－	13	51
かん詰又はびん詰食品製造業	8	－	－	4	8
添加物製造業	3	－	－	－	1

表2 改正食品衛生法※に基づく許可施設数および監視指導延施設数（各年度末現在）

※令和3年6月施行後の食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）のこと。

区 分	施設数	許可件数		期限切れ・ 廃止件数	監視指導 延施設数
		更新	新規		
令和3年度	958	－	969	11	581
令和4年度	1,845	－	941	54	660
令和5年度	2,641	－	866	70	871
飲食店営業	1,895	－	604	55	462
調理の機能を有する自動販売機により調理し、調理された食品を販売する営業	－	－	－	－	－
食肉販売業	51	－	10	－	35
魚介類販売業	99	－	25	2	33
魚介類競り売り営業	3	－	－	－	－
集乳業	－	－	－	－	－
乳処理業	－	－	－	－	－
食肉処理業	6	－	3	－	5
菓子製造業	214	－	75	7	99
アイスクリーム類製造業	9	－	1	－	3
乳製品製造業	7	－	2	－	9
清涼飲料水製造業	2	－	1	－	1
食肉製品製造業	4	－	3	－	5
水産製品製造業	214	－	89	3	133
氷雪製造業	6	－	2	－	1
液卵製造業	－	－	－	－	－
食用油脂製造業	2	－	－	－	5
みそ又はしょうゆ製造業	3	－	－	－	1
酒類製造業	6	－	4	1	4
豆腐製造業	3	－	2	－	1
納豆製造業	1	－	－	－	－
麺類製造業	6	－	4	－	3
そうざい製造業	67	－	23	2	47
複合型そうざい製造業	－	－	－	－	－
冷凍食品製造業	－	－	－	－	－
複合型冷凍食品製造業	－	－	－	－	－
漬物製造業	15	－	7	－	7
密封包装食品製造業	1	－	－	－	1
食品の小分け業	24	－	11	－	14
添加物製造業	3	－	－	－	2

表 3 営業届出施設等の施設数および監視指導件数（各年度末現在）

区 分		施設数	監視指導 延施設数
令和 3 年度		2,264	249
令和 4 年度		2,331	279
令和 5 年度		2,206	252
	営業届出施設	2,192	247
	集団給食施設	91	47
	その他	2,101	200
	その他の施設	13	3
	と畜場	1	2

(3) 食品検査

食中毒等の食品事故が発生しやすい夏期や、食品が短期間に集中する年末を中心に、販売店や製造施設から市内に流通する食品を収去し、食品添加物の使用基準や食品の成分規格等、法の基準への適合を確認するため行政検査を行った。

令和５年度は１７２検体を検査した結果、２４件の表示違反があったが、細菌検査等については、基準違反はなかった。

表４ 食品の収去検査等結果(令和５年度)

区 分	収 去 検体数	細菌検査		添加物検査		残留農薬検査		放射性物質検査		その他の検査	
		試験 件数	違反 件数	試験 件数	違反 件数	試験 件数	違反 件数	試験 件数	違反 件数	試験 件数	違反 件数
魚介類	8	8	－	－	－	－	－	－	－	－	－
魚介類加工品	33	33	－	33	－	－	－	－	－	28	－
冷凍食品	19	8	－	－	－	11	－	－	－	－	－
肉卵類および その加工品	18	18	－	16	－	－	－	－	－	－	－
穀類および その加工品	4	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－
野菜類・果実 および加工品	39	－	－	11	－	21	－	6	－	－	－
菓子類	18	18	－	－	－	－	－	－	－	－	－
清涼飲料水	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
酒精飲料	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
缶詰・瓶詰食品	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
乳	7	7	－	－	－	－	－	－	－	7	－
乳製品	5	5	－	2	－	－	－	－	－	5	－
アイスクリーム 類および氷菓	5	5	－	－	－	－	－	－	－	4	－
その他の食品	16	16	－	－	－	－	－	－	－	－	－
計	172	122	－	62	－	32	－	6	－	44	－

(4) 苦情処理

市民等から寄せられた苦情に対し、科学的な根拠に基づき、迅速な対応と解決にあたっている。令和５年度の苦情件数は５９件であった。

表 5 苦情処理件数(令和 5 年度)

区 分		総数	異物	カビ	腐敗 変敗	異味 異臭	表示	取扱い	その他
総 数		59	13	5	-	11	4	3	23
食 品	魚介類	6	2	-	-	2	-	-	2
	魚介類加工品	14	5	2	-	2	-	-	5
	冷凍食品	1	-	1	-	-	-	-	-
	肉卵類およびその加工品	6	-	-	-	5	-	-	1
	穀類・野菜類・果物 およびその加工品	4	3	-	-	-	-	-	1
	菓子類	4	1	1	-	-	1	-	1
	清涼飲料水・酒精飲料	-	-	-	-	-	-	-	-
	缶詰・瓶詰食品	1	1	-	-	-	-	-	-
	乳・乳製品・アイス クリーム類・氷菓	2	-	1	-	-	-	-	1
	その他の食品	14	-	-	-	2	3	1	8
添加物		-	-	-	-	-	-	-	-
器具・容器包装		-	-	-	-	-	-	-	-
おもちゃ		-	-	-	-	-	-	-	-
施設		7	1	-	-	-	-	2	4

(5) 食中毒

令和 5 年は、函館市内で 1 件の食中毒が発生し、原因施設に対する指導等を行った。

表 6 函館市内における食中毒発生状況

区 分	発生件数	患者数	死者数	原因場所				
				飲食店	旅館	家庭	その他	不明
令和 3 年	-	-	-	-	-	-	-	-
令和 4 年	1	2	-	1	-	-	-	-
令和 5 年	1	23	-	1	-	-	-	-

※詳細については、食中毒統計 (P. 80) 参照

(6) 食肉検査

と畜場法に基づき、消費者に安全な食肉を提供するため、食肉検査所（西桔梗町５５５番地５）において、獣畜の生体から食肉になるまでの検査を全頭実施している。

食品衛生法およびと畜場法の改正により、令和３年６月１日からと畜場におけるHACCPに基づく衛生管理が完全義務化されたため、と畜検査員が日常的に外部検証を実施することにより、施設の衛生管理や衛生的なと殺・解体処理が行われるよう助言・指導している。

なお、と畜検査のながれは、次のとおりである。

- ① 獣畜の搬入（牛、馬、豚、めん羊および山羊の５種類）
- ② 生体検査（人獣共通感染症等の疾病の有無）
- ③ 内臓検査（内臓の検査を行い、必要に応じ精密検査を実施し、食用不適時は廃棄処分）
- ④ 枝肉検査（枝肉の検査を行い、必要に応じ精密検査を実施し、食用不適時は廃棄処分）
- ⑤ 合格・検印
- ⑥ 枝肉・内臓を搬出して食肉販売業者を通じ消費者へ

また、伝達性海綿状脳症（TSE）^注のスクリーニング検査を、牛については平成１３年１０月１８日から、めん羊および山羊については平成１７年１０月１日から実施している。検査は、延髄を材料としてエライザ法（酵素免疫測定法）により行い、異常プリオンの有無を確認するものである。

（注）平成１７年１０月１日に法が改正され、牛海綿状脳症を伝達性海綿状脳症に、BSEをTSEに名称を変更し、めん羊および山羊に関することが追加された。

表７ 食肉検査状況

区 分	総 数	牛		馬		豚	めん羊 山 羊
		牛	こ 牛	馬	こ 馬		
令和３年度	38,946	6,504	8	1	-	32,193	240
令和４年度	39,448	6,486	13	6	-	32,668	275
令和５年度	40,751	6,725	36	5	-	33,714	271

表８ TSEスクリーニング検査結果

区 分	畜種	検査頭数	陰性頭数	陽性頭数
令和３年度	牛	-	-	-
	めん羊・山羊	-	-	-
令和４年度	牛	-	-	-
	めん羊・山羊	-	-	-
令和５年度	牛	-	-	-
	めん羊・山羊	-	-	-

※牛の検査対象

令和６年４月１日から：生体検査において行動異常または神経症状を呈する牛

※めん羊および山羊の検査対象

平成２８年６月１日から：生体検査において異常行動や運動失調等の臨床症状を呈するめん羊および山羊

(7) 衛生教育

食品衛生思想の啓発を図るため、食品関係者や一般市民に対する衛生教育を実施した。

表 9 衛生講習会実施状況(令和5年度)

対象者	実施回数	受講者数
食品関係従事者	22	953
一般市民	4	71
計	26	1,024

3 動物衛生

「狂犬病予防法」および「函館市犬による危害の防止等に関する条例」に基づき、狂犬病の予防および犬による人畜に対する危害等を防止するため、各種事業を実施している。また、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、犬猫の引取りおよび適正飼養に関する周知啓発を実施している。

その他、「化製場等に関する法律」に基づき、化製場等の施設に対して監視指導を実施している。

(1) 犬の登録・予防注射等

犬の登録事務のほか、獣医師会と協力し、狂犬病予防注射期間中に、市内各所で集合注射を実施している。また、飼い主に狂犬病について理解してもらい、未登録・未注射犬が生じないように登録・注射勧奨を行っている。

表 1 犬登録数

区 分	犬 登 録 数	予防注射数
令和 3 年度	14,018 [701]	6,672
令和 4 年度	11,082 [917]	6,699
令和 5 年度	10,941 [690]	6,277

(注) []内は新規登録頭数

(2) 犬に関する相談・苦情

犬に関する相談・苦情のうち多い順に、捕獲依頼 29 件、鳴き声の指導 6 件、放し飼いの指導 5 件、その他糞尿等の指導 5 件、合計 45 件であった。

表 2 犬に関する苦情状況等

区 分	苦 情 処 理					咬傷 事件	動物の愛護及び 管理に関する法 律第 3 5 条第 1 項の規定に基づ く引取		動物の愛護及び 管理に関する法 律第 3 5 条第 3 項の規定に基づ く引取	
	捕獲 依頼	鳴き声 指導	放し 飼い 指導	その 他糞 尿等 指導	犬		猫 (参考)	犬 ※ 1	猫 (参考)	
令和 3 年度	42	36	2	1	3	2	3	6	42	20
令和 4 年度	61	42	3	10	6	2	-	8	41	23
令和 5 年度	45	29	6	5	5	2	-	42	29	14

※ 1 狂犬病予防法に基づく抑留犬を含めている。

(3) 施設および監視指導

「化製場等に関する法律」に基づく施設は、化製場 1、死亡獣畜取扱場 2、第 8 条準用施設 2 の計 5 施設があり、畜舎については指定区域内に厩舎 5、山羊舎 1、犬 5 の合計 11 施設があった。これらの施設から悪臭やハエが発生しないように衛生管理指導を行っている。

4 医務・薬事

医務・薬事等関係施設に対して、関係法令に基づく許認可および各種届出受理業務を行うとともに、立入検査を実施し医療等水準の維持向上に努めているほか、医師・歯科医師・薬剤師・看護師等医療従事者の各種免許申請等についての受付業務を行っている。

また、医療安全支援センター（医療相談窓口）を開設し、医療に関する相談業務を行っているほか、献血推進および薬物乱用防止のための啓発活動等の業務を行っている。

(1) 医務関係

① 施設および立入検査

市内の医務関係施設数および立入検査数の内訳は、次のとおりである。

表 1 医務関係施設数および立入検査数(各年度末現在)

区 分	施 設			立 入 検 査	
	施 設 数	新 規 (許可・届出)	廃 止	施 設 数	延 数
令 和 3 年 度	664	31	36	-	-
令 和 4 年 度	648	19	35	28	28
令 和 5 年 度	638	16	20	75	75
病 院	27	-	-	27	27
診 療 所	203	7	7	44	44
歯 科 診 療 所	120	4	5	4	4
助 産 所	3	-	-	-	-
あん摩 はり・きゅう 施 術 所	134	4	3	-	-
柔 道 整 復 施 術 所	83	1	4	-	-
歯 科 技 工 所	65	-	1	-	-
衛 生 検 査 所	3	-	-	-	-

② 医務免許関係処理件数

免許申請等の内訳は、次のとおりである。

表 2 医務免許関係処理件数（各年度末現在）

区 分	総 数	免許申請	書換交付	再 交 付	そ の 他
令 和 3 年 度	564	320	214	18	12
令 和 4 年 度	555	343	180	23	9
令 和 5 年 度	537	316	184	23	14
医 師 法	15	4	4	-	7
歯 科 医 師 法	5	2	-	-	3
薬 剤 師 法	32	18	11	2	1
保健師助産師看護師法	304	158	125	19	2
診療放射線技師法	8	8	-	-	-
臨床検査技師等に関する法律	11	8	3	-	-
理学療法士・作業療法士法	83	68	14	1	-
視 能 訓 練 士 法	4	2	2	-	-
栄 養 士 法	71	45	24	1	1
母 体 保 護 法	4	3	1	-	-

注）表に掲載するほか、令和5年度において准看護師の受験願書28件を受け付けている。

③ 医療安全支援センター（医療相談窓口）における相談件数

医療に関する相談等の件数は、次のとおりである。

表 3 医療相談件数

区 分	総 数	病 院	診 療 所	歯 科 診療所	薬 局	そ の 他
令和3年度	160	79	50	-	-	31
令和4年度	175	101	50	8	1	15
令和5年度	161	86	46	12	2	15

(2) 薬事関係

① 施設および立入検査

市内の薬事関係施設数および立入検査数の内訳は、次のとおりである。

表 4 薬事関係施設数および立入検査数（各年度末現在）

区 分	施 設			立 入 検査数
	施 設 数	新 規 (許可・届出)	廃 止	
令和 3 年 度	1,865	87	63	37
令和 4 年 度	1,848	66	71	24
令和 5 年 度	1,856	49	41	87
1 薬局 薬局製造販売医薬品製造業	173 4	4 -	5 -	22 -
2 医薬品販売業 (1) 卸売販売業	37	1	3	2
(2) 薬種商販売業	-	-	-	-
(3) 配置販売業	13	-	2	3
(4) 店舗販売業	69	2	5	12
(5) 特例販売業(1種)	4	-	-	-
(6) 特例販売業(2種)	-	-	-	-
3 医療機器販売業 (1) 高度管理医療機器	193	7	6	24
(2) 管理医療機器	1,088	29	14	-
4 毒物・劇物輸入業・製造業	2	-	-	-
5 毒物劇物販売業 (1) 一般販売業	98	2	3	2
(2) 農業用品目販売業	9	1	1	-
(3) 特定品目販売業	9	-	-	-
6 届出を要する毒物劇物業務上取扱者	1	-	-	-
7 麻薬取扱施設(卸・小売業者)	156	3	2	21
8 覚醒剤施用機関	-	-	-	-
9 覚醒剤原料取扱者	4	-	-	1
10 その他(学校, 農家等)	-	-	-	-

② 麻薬および覚醒剤

麻薬および向精神薬取締法，覚醒剤取締法に基づく許認可等の業務取扱状況は，次のとおりである。

表 5 麻薬および向精神薬取締法，覚醒剤取締法に基づく許可業務取扱状況

区 分	総 数	免許指 定申請	変更届	業 務 廃止届	廃棄届	事故届	年 間 受渡届	その他 届 出
令 和 3 年 度	912	181	118	51	200	21	290	51
令 和 4 年 度	1,347	480	125	59	317	28	290	48
令 和 5 年 度	1,258	454	124	43	289	13	287	48
麻薬および向精神薬取締法	1,233	451	123	41	278	13	284	43
覚 醒 剤 取 締 法	21	2	1	2	11	-	2	3
大 麻 取 締 法	4	1	-	-	-	-	1	2

(3) 献血

当市では，北海道赤十字血液センター函館事業所の協力のもと，献血の普及啓発活動を行っている。

夏は7月を「愛の血液助け合い運動」月間と位置づけ，街頭献血，冬は「はたちの献血キャンペーン」と称し，成人祭での広告を含む啓蒙活動に努めている。

また，当市内における令和5年度の献血実績は次のとおりである。

表 6 献血実績(令和5年度)

区 分	計 画		実 績		達成率 (換算)
	200ml 献血(本)	400ml 献血(本)	200ml 献血(本)	400ml 献血(本)	
献血バス	95	8,532	332	7,748	92.2

※血液センター採血施設は平成31年1月末で閉設

(4) 薬物乱用防止に関する広報・啓発活動

例年「ダメ。ゼッタイ。」普及運動のヤング街頭キャンペーンにおいて，北海道薬物乱用防止指導員等が中心となり，ヤングボランティア等の協力により，啓発用ティッシュ等の配布を行っている。

5 衛生試験所の業務

衛生試験所は、各種検査・研究を通じ、保健および衛生の向上を図る目的で設立され、次の2部門に分かれ業務を行っている。

- ・微生物担当…腸管系病原菌，水質細菌，食品細菌検査等
- ・理化学担当…食品添加物，農薬検査等

令和5年度の検査実績は次のとおりである。

表1 検査実績(令和5年度)

区分	種 別		件 数	区分	種 別		件 数
細菌検査	腸管系病原菌等	腸内感染症病原菌	2,331	食品検査	成分規格(牛乳および加工乳)		33
		腸管出血性大腸菌	1,968		〃 (乳製品)		15
		その他の病原菌	93		〃 (清涼飲料品)		-
		ふん便寄生虫卵	630		器具および容器包装		-
	水質細菌	飲料水細菌	-		食品添加物(定性)		2
		一般細菌数	-		〃 (定量)		143
		大腸菌群数	-		有害成分		-
		腸管出血性大腸菌	-		金属類		7
		大腸菌群最確数	-		水素イオン濃度		22
		レジオネラ属菌	1		一般成分		48
食品細菌	一般細菌数	166	農薬		家庭用品		13
	大腸菌群数	94			放射能		6
	その他の細菌	341			有機水銀		-
	腸管出血性大腸菌	13			小 計		322
	大腸菌群最確数	8			総 計		6,191
	顕微鏡検査	-					
	特殊なもの	79					
ノロウイルス検査		45					
新型コロナウイルス検査		100					
新型コロナウイルス変異株検査		-					
小 計		5,869					

